

## 行田市におけるいじめ対策及び不登校の児童・生徒の対応について

## ＜平成30年度 行田市生徒指導上の課題＞

調査機関 4月1日～3月31日

校種	小学校			中学校		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
いじめの認知	135	194	306	29	18	65
いじめの解消	134	139	221	29	14	31
不登校(人)	10	15	11	70	60	68

※いじめの認知件数は積極的に認知するよう国・県では推進している。

※いじめの解消は3ヶ月間の経過観察の後、何事もなければ解消と見なすこととなっている。そのため、解消に時間差がある。

※長期欠席とは、年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のことをいう。

※「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にある場合をいう。ただし「病気」や「経済的理由」を除く。

## 行田市いじめ防止・不登校対策事業

【いじめの定義】いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号第2条第1項）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## 1 未然防止の観点から

## 「行田版 ケイタイ・スマホ 家庭の約束」の推進

・携帯電話やスマートフォンの「家庭での約束づくり」を推進している。

## 「教職員の資質向上」

・適切な情報提供や経験年数の少ない教員対象に生徒指導研修を開催。

## 「いじめ防止強化月間の設定」

- ・いじめ防止強化月間中の啓発を行う。  
1学期 6月1日～6月30日／2学期 11月1日～11月30日
- ・いじめ対策啓発用クリアファイルを小学校1年生に2学期に配布している。  
いじめ相談ホットラインの電話番号やメールアドレス等を掲載。

### 「いじめ防止のための相談窓口の設置」

- ・いじめ相談ホットラインの設置
  - ★電話番号(フリーダイヤル) 0120-279-874(つなぐ はなし)
  - 相談受付時間 8時30分から18時00分(月から金)
  - メール相談 [yuuki@city.gyoda.lg.jp](mailto:yuuki@city.gyoda.lg.jp)
- ・行田市家庭児童相談室《行田市福祉事務所》
  - ★電話番号 048-556-1111 内線268
  - 相談受付時間 8時30分から16時15分

### ◆学校における対応

- ・道徳等の授業でいじめや人権等を取り上げ、啓発等を行っている。
- ・いじめ防止強化月間中に「いじめゼロ運動」や「いじめ撲滅キャンペーン」等の集会を行い、「いじめは絶対にダメ」という雰囲気づくりを心がけている。

## 2 早期発見の観点から

### 「学校集団アセスメント hyper-QU」

- ・小4～中2で実施。いじめや不登校等の早期発見、学級経営に生かしている。

### 「ネットパトロールの実施」

- ・中学生を対象に業者が調査し、市教委に毎月報告がある。対象生徒の指導は各学校で行っている。

### 「さわやか相談員の配置」

- ・各中学校に2名配置。学校教育相談の補助機関として、いじめや不登校等の児童生徒との相談・援助に関する業務を行っている。対処の難しい案件は校長の許可のもと、行田市教育研修センターや県立総合教育センター、児童相談所、医療機関等と連携を図り、対応している。

### 「スクールカウンセラーの配置」

- ・小・中学校に心理、福祉等の専門家を配置。教職員・相談員と連携し、児童生

徒の情報共有とカウンセリングを行っている。中学校配置のSCは、中学校区の小学生・保護者との面談も行っている。毎月、業務報告書を提出し、情報共有を行っている。

#### 「スクールソーシャルワーカーの配置」

・小学校、中学校を巡回訪問している。問題を抱えている児童・生徒及び保護者等に支援を行い、問題解決を図る。学期毎の報告を行田市教育研修センターを通して情報共有をしている。

#### ◆学校における対応

- ・児童・生徒を日頃より観察している。
- ・子供の声に耳を傾け、日記などから情報をキャッチしている。
- ・生徒指導部会、教育相談部会等で情報共有を行い、教職員や相談員、SCから得た情報をもとに、対策等を行っている。

### 3 早期解消の観点から

#### 「いじめ問題対策連絡協議会」

・第2回生徒指導強化推進委員会と行田地区学校警察連絡協議会の共催。

#### 「生徒指導強化推進委員会」

- ・全体会3回
- ・補導活動3回
- ・市内小中学校児童生徒の健全育成
- ・生徒指導研修会

#### 「行田地区学校警察連絡協議会」

- ・行田市管内の情報提供・共有
- ・補導活動6回
- ・情報交換会3回

#### ◆学校における対応

- ・いじめや不登校等の事案を早期に解消するために、家庭と連携し、家庭訪問や面談等の細やかな指導を心がけている。
- ・家庭との連携をし、適応指導教室「ウイズ」への通級やSCによるカウンセリングを継続していく。
- ・SSWの学校訪問や家庭訪問等の活動を継続していく。

<各学校のいじめ対策のための校内組織>

学校（教職員・児童生徒）・家庭・地域社会からの生徒の気になる情報

情報を得た教職員

生徒指導委員会

校長

教頭

教務主任

生徒指導主任

各学年生徒指導担当

養護教諭

<指導方針会議>

- 問題の明確化（緊急性・重要性・5W1H いつ、誰が、何を、どこで、なぜ、どのように）
- 指導方針の決定（いつまでに、どこまでの目標の明確化・関係機関との連携の必要性）
- 役割分担の決定（被害者直接指導班・加害者直接指導班・指導サポート班の具体的指導援助）

<いじめ対策支援チーム>

- 被害者直接指導班（あなたを全力で守り抜くという姿勢・大丈夫を鵜呑みにしない）
- 加害者直接指導班（嫌がることをしているあなたを心配している・毅然とした指導）
- 指導サポート班（適応へのサポート・情報の信頼性を確認、必要に応じて情報の追集）

家庭との連

学年間共通行動

職員全体共通行動

経過観察（生徒・保護者）

問題の解決

【関係機関との連携】

- |             |              |                |
|-------------|--------------|----------------|
| ○スクールカウンセラー | ○さわやか相談員     | ○スクールソーシャルワーカー |
| ○主任児童委員     | ○行田市教育研修センター | ○少年補導センター      |
| ○子どもスマイルネット | ○民生児童委員      | ○警察署           |
| ○よい子の電話教育相談 | ○人権擁護委員      | ○福祉事務所等        |